

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名
株式会社 沖縄土木設計コンサルタント 浦添市牧港 2-54-2
76000075 代表者 比嘉 敦
(測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント、調査業務)
- 2 指名停止期間
令和 4 年 10 月 26 日 ～ 令和 4 年 11 月 25 日 (1 か月)
- 3 指名停止措置の範囲
沖縄県が発注する全ての建設工事等 (下請けを含む)
- 4 事実概要
(株)沖縄土木設計コンサルタントが受注した、南部土木事務所発注の「糸満与那原線 (大里) 災害防除調査測量設計業務委託 (R4)」において、令和 4 年 7 月 13 日 14 時 10 分頃、下請業者が磁気探査のためのボーリング削孔を行った際に、埋設物である南城市の配水管に接触し破損させ、約 4 時間断水を発生させた。
また、元請業者は業務の再委託に関し、土木設計業務等委託契約書第 7 条第 3 項の規定に基づき、あらかじめ発注者の承諾を得なければならないが、手続きを怠った。
- 5 指名停止措置理由
本件においては、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第 1 第 4 号及び第 5 号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第 1 (抜粋)

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第 2 号に掲げる場合のほか、県発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害 (軽微なものを除く。) を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内